



令和6年度 社会資本整備総合交付金事業 加東市公園施設長寿命化計画更新等業務委託

金抜設計書

業 務 番 号 2024061600

業 務 名 令和6年度 社会資本整備総合交付金事業 加東市公園施設長寿命化計画更新等業務委託

履 行 場 所 加東市全域

兵庫県 加東市

[illegible]

総括情報表

単価適用年月日	0-06.05.01(0)		
	今 回		前 回
旅費交通費率計上 設計業務区分 報告書成果品部数(設計)	01 自動率計上する 03 休憩施設設計 01 部 (区分A)		

工事費内訳書

頁0-0002/0020

費目・工種・種別・細目		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
設計業務委託費											
土木設計											
共通											
打合せ等											
打合せ											
		1		業務						施工	第0-0001号内訳表
公園施設調査											
計画準備等											
街区公園・都市緑地											
		33		箇所						施工	第0-0002号内訳表
近隣公園											
		3		箇所						施工	第0-0003号内訳表

工事費内訳書

頁0-0003/0020

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
総合公園						
	1		箇所			施工 第0-0004号内訳表
その他公園						
	12		箇所			施工 第0-0005号内訳表
健全度調査及び健全度・緊急度判定						
一般施設 A						
	285		施設			施工 第0-0006号内訳表
一般施設 B						
	3		施設			施工 第0-0007号内訳表
一般施設 C						
	40		施設			施工 第0-0008号内訳表
建築物						
	17		施設			施工 第0-0009号内訳表
長寿命化計画の検討・更新						
街区公園・都市緑地						
	33		箇所			施工 第0-0010号内訳表

工事費内訳書

頁0-0004/0020

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
近隣公園						
	3		箇所			施工 第0-0011号内訳表
総合公園						
	1		箇所			施工 第0-0012号内訳表
その他公園						
	12		箇所			施工 第0-0013号内訳表
公園維持管理マネジメントシステム更新						
公園維持管理マネジメントシステム更新						
	1		式			施工 第0-0014号内訳表
直接費計 旅費○、電子○						
電子成果品等作成費						
			式			
旅費交通費(率計上)						
			式			
その他原価						
			式			

工事費内訳書

	費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
業務原価							
一般管理費等							
委託業務価格				式			
業務価格計							
消費税相当額							
総計				式			

施工 第0-0001号内訳表

頁0-0006/0020

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

業務

当り

[illegible]

施工 第0-0002号内訳表

頁0-0007/0020

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

10

箇所 当り

[illegible]

施工 第0-0003号内訳表

頁0-0008/0020

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

10

箇所

当り

[illegible]

施工 第0-0004号内訳表

頁0-0009/0020

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

10

箇所 当り

[illegible]

施工 第0-0005号内訳表

頁0-0010/0020

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

10

箇所 当り

[illegible]

施工 第0-0006号内訳表

頁0-0011/0020

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

10

施設 当り

[illegible]

施工 第0-0007号内訳表

頁0-0012/0020

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

10

施設 当り

[illegible]

施工 第0-0008号内訳表

頁0-0013/0020

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

10

施設 当り

[illegible]

施工単価表

施工 第0-0009号内訳表

頁0-0014/0020

建築物		[規格 2]		[摘要]		10	施設	当り
名 称 ・ 規 格		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考		
技師(B) (大学卒8年以上)			人			1 直接人件費		
合 計		10	施設					
単 位 当 り		1	施設					

施工 第0-0010号内訳表

頁0-0015/0020

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

10

箇所 当り

[illegible]

施工 第0-0011号内訳表

頁0-0016/0020

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

10

箇所 当り

[illegible]

施工 第0-0012号内訳表

頁0-0017/0020

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

10

箇所

当り

[illegible]

施工 第0-0013号内訳表

頁0-0018/0020

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

10

箇所

当り

[illegible]

頁0-0019/0020

当り

[illegible]

機 勞 材 集 計 表

頁0-0020/0020

[illegible]

数 量 総 括 表

工 事 名	令和6年度 社会資本整備総合交付金事業 加東市公園施設長寿命化計画更新等業務委託【当初設計】				事業区分		設計業務
工事区分・工種 種別・細別	名 称	規 格	計 算 式		数 量	単位	摘 要
設計業務委託費							
土木設計							
共通							
打合せ等							
	打合せ			1.0	1	業務	
公園施設調査							
計画準備等							
	街区公園・都市緑地			33.0	33	箇所	
	近隣公園			3.0	3	箇所	
	総合公園			1.0	1	箇所	
	その他公園			12.0	12	箇所	
健全度調査及び健全度・緊急度判定							
	一般施設A			285.0	285	施設	
	一般施設B			3.0	3	施設	
	一般施設C			40.0	40	施設	
	建築物			17.0	17	施設	
長寿命化計画の検討・更新							
	街区公園・都市緑地			33.0	33	箇所	
	近隣公園			3.0	3	箇所	
	総合公園			1.0	1	箇所	
	その他公園			12.0	12	箇所	
公園維持管理マネジメントシステムのデータ更新							
	公園維持管理マネジメントシステムのデータ更新			1.0	1	式	

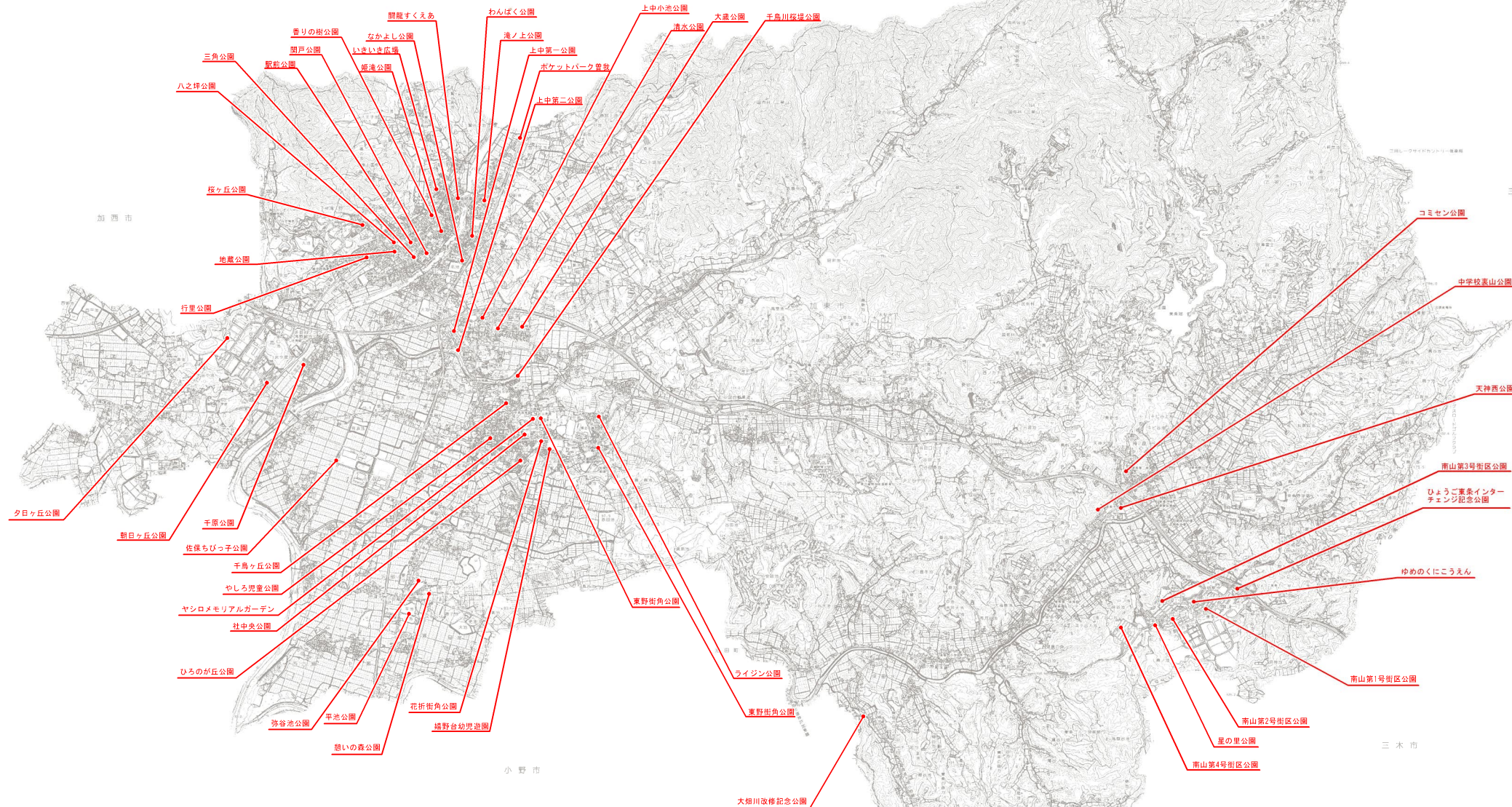
位置図

西 脇 市

加 西 市

小 野 市

三 木 市



令和6年度 社会資本整備総合交付金事業
加東市公園施設長寿命化計画更新等業務委託
特記仕様書

第1章 総則

第1条（適用範囲）

- 1 本特記仕様書は、本市（以下「発注者」という。）が委託する「令和6年度 社会資本整備総合交付金事業 加東市公園施設長寿命化計画更新等業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

第2条（業務目的）

- 1 本業務は、発注者が管理している公園施設を対象に、公園施設の老朽化対策、公園利用者の安全性確保、ライフサイクルコスト縮減および改築・修繕費用の平準化を図るために、発注者が平成30年度に策定した公園施設長寿命化計画等を更新することを目的とする。

第3条（準拠法令等）

- 1 本業務の実施に際し、本仕様書によるほか以下の法令又は規則等に従って実施するものとする。
 - (1) 都市公園法・同法施工令・同法施行規則
 - (2) 国土交通省 公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改訂版】
 - (3) 国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）
 - (4) 遊具の安全に関する基準 JPFA-S:2024
 - (5) 建築物点検マニュアル
 - (6) 測量法
 - (7) 加東市公共測量作業規程
 - (8) 地方自治法・同施工令
 - (9) 地方交付税法
 - (10) 行政機関の個人情報の保護に関する法律
 - (11) 著作権法
 - (12) 加東市財務規則
 - (13) 加東市契約規則
 - (14) 加東市個人情報保護条例
 - (15) 加東市都市公園条例
 - (16) 加東市電子情報に係るセキュリティに関する規定
 - (17) 加東市統合型地理情報システム管理運用規定
 - (18) 加東市暴力団排除に関する条例及び施行規則
 - (19) その他関係法令、規則、通達等

第4条（提出書類）

1 受託者は、下記の書類を速やかに発注者に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 工程表
- (4) 管理技術者届（経歴書、資格登録証の写し、保険証の写し等を含む）
- (5) 照査技術者届（経歴書、資格登録証の写し、保険証の写し等を含む）
- (6) 担当技術者届（経歴書、資格登録証の写し、保険証の写し等を含む）
- (7) 各種証明証の写し
- (8) その他必要書類

第5条（資格要件等）

1 受託者は、本業務を実施するにあたり以下の認証を受けていることとし、品質確保や情報の取扱いに十分注意し努めるものとする。

- (1) 品質マネジメントシステム適合性評価制度による公的外部機関のISO9001（品質マネジメントシステム）を取得していること。
- (2) （一財）日本情報処理開発協会「個人情報保護に関する事業者認定制度」によるPMS（プライバシーマーク又はJISQ15001）又は情報システムセキュリティ管理適合性評価制度による公的外部機関のISMS（ISO/IEC27001又はJISQ27001）を取得していること。
- (3) 環境マネジメントシステム適合性評価制度による公的外部機関のISO14001（環境マネジメントシステム）を取得していること。
- (4) 測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量業の登録をしていること。

第6条（管理技術者）

1 本業務に従事する管理技術者は、自社の正社員（3箇月以上の雇用契約がある者）とし、以下のいずれかの資格を有する者を配置しなければならない。

- (1) 技術士（建設部門：都市及び地方計画）
- (2) 技術士（総合技術監理部門：建設・都市及び地方計画）
- (3) RCCM（都市計画及び地方計画）

第7条（照査技術者）

1 本業務に従事する照査技術者は、自社の正社員（3箇月以上の雇用契約がある者）とし、以下の資格を有する者を配置しなければならない。

- (1) 技術士（建設部門：都市及び地方計画）、技術士（総合技術監理部門：建設・都市及び地方計画）、RCCM（都市計画及び地方計画）のいずれかを取得している者
- (2) （公社）日本測量協会が認定する「空間情報総括監理技術者」を取得している者

第8条（TECRIS登録）

1 受託者は、契約時又は変更時において契約金額が100万以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内

に、書面により発注者の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。

- 2 また、登録機関に確認後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに発注者に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
- 3 本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。

第9条（打合せ協議）

- 1 業務の実施にあたり、受託者は業務の円滑な遂行を図るため、発注者と密接な連絡をとるとともに、業務着手時及び業務の主要な区切りにおいては、打合せを行うものとし、その都度打合せ内容を記録し相互に確認することとする。
- 2 本業務の打合せは、着手時、中間（1回）、納品時の計3回を標準とするが、必要に応じて適宜調整を行うものとする。

第10条（現場の立ち入り及び身分証明書等）

- 1 受託者は業務の実施にあたり、身分証明書を調査員に携帯させなければならない。
- 2 受託者は、他人の占有する土地に立入って調査する必要がある場合において、関係人の請求があれば身分証明書を提示して、無益な摩擦や紛争を起こさぬようにしなければならない。
- 3 調査のため通行禁止又は制限をしようとする時は、予め所轄警察署並びに「発注者」と協議し、公衆に迷惑を及ぼさぬように、交通保安上十分な注意を払わなければならない。

第11条（疑義）

- 1 本仕様書において明示なき事項及び疑義が生じた場合について受託者は、速やかに発注者と協議のうえ決定するものとする。

第12条（秘密事項等の公表の禁止）

- 1 受託者は、本業務の過程で知り得た秘密事項、あるいは資料など発注者の許可なく他に公表してはならない。

第13条（貸与資料）

- 1 受託者は、発注者より貸与された以下の資料についての取扱いは十分注意するとともに、汚損・破損等のないように留意するものとする。
 - (1) 共用空間データ（DMフォーマット又はSHAPE形式）
 - (2) 公園位置データ（SHAPE形式）
 - (3) 公園台帳調書データ（CSV形式及びExcel形式）
 - (4) 公園現況平面図データ（SFC形式）
 - (5) 登記地番図データ（SHAPE形式）
 - (6) 最新の航空写真及び写真地図データ（位置情報ファイル含む）
 - (7) 平成30年度 加東市公園施設長寿命化計画更新等業務委託 業務報告書

(8) 令和6年度 加東市公園遊具定期点検業務委託 業務報告書

(9) その他発注者が必要と認める資料

第14条（成果品の検査・納品）

- 1 本業務の成果品については、管理技術者立ち合いのうえ発注者の検査を受けた後、発注者の指定の場所へ納入するものとする。
- 2 受託者は、本業務を誠実に遂行し、工期内に成果品を納入する義務を負うものとする。

第15条（誤りの訂正）

- 1 受託者は、成果品の引き渡し後においても、当成果品について不備あるいは、誤りの指摘があった場合、速やかに無償にて訂正を行うものとする。

第16条（成果品の帰属）

- 1 本業務の成果品の著作権は、システムやソフト類を除き発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なく複製や使用を禁止するものとする。

第17条（損害賠償）

- 1 本業務実施にあたり、「受託者」が第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況、及び内容を連絡し発注者の指示に従うものとする。なお、損害賠償は「受託者」がその責任を負い、速やかに対処処置を行うものとする。

第18条（工期）

- 1 工期は、契約締結日の翌日から令和7年2月28日までとする。
※但し、次年度予算用の資料として中間成果を求める場合がある。

第19条（納品場所）

- 1 本業務の納品場所は加東市都市整備部土木課とし、詳細については、発注者と受託者との協議により決定するものとする。

第2章 業務内容

第20条（業務概要）

- 1 本業務は、今後の本市における公園施設の長寿命化を図り、適正な維持管理方針を検討したうえで公園施設長寿命化計画を更新することとする。なお、各作業で必要となる資料作成・帳票作成・とりまとめ等については「国土交通省 公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改訂版】」に従うものとする。
- 2 遊具施設については、「令和6年度 社会資本整備総合交付金事業 加東市公園遊具定期点検業務委託」の点検結果（以下「遊具点検結果」という。）を基に長寿命化計画の更新を行うものとする。
- 3 本業務における業務内容及び数量は以下のとおりとする。

番号	内 容	数 量
1	計画準備等	
	街区公園・都市緑地	33箇所
	近隣公園	3箇所
	総合公園	1箇所
	その他公園	12箇所
2	健全度調査及び健全度・緊急判定	
	一般施設A	285施設
	一般施設B	3施設
	一般施設C	40施設
	建築物	17施設
3	長寿命化計画の検討・更新	
	街区公園・都市緑地	33箇所
	近隣公園	3箇所
	総合運動公園	1箇所
	その他公園	12箇所
4	公園維持管理マネジメントシステムのデータ更新	1 式

第21条（計画準備等）

- 1 計画準備
本業務の目的を理解し、作業方法、人員等について工程ごとに適切な業務全体の作業方針を立案するとともに、業務計画書を作成するものとする。
- 2 資料収集整理
本業務の実施にあたり、必要となる発注者が貸与する各種資料を収集・整理を行うものとする。
なお、過年度に実施した業務内容及び平成30年度以降に更新された公園施設等について整理するものとする。
- 3 目視点検対象施設の抽出
前回の予備調査時に事後保全型管理を行う施設に分類された施設については、劣化や損傷状況の確認を行うため、前回の調査結果から劣化や損傷状況が悪かったもの及び使用見込み期間が近づい

ているものを目視点検対象施設として抽出するものとする。

第22条（健全度調査と健全度・緊急度判定）

1 健全度調査

前回の調査時に作成した「健全度調査票」を参考に、撮影・記録等を行いながら各部材や消耗材の劣化、損傷の状況を確認するだけでなく、施設の配置や周辺を含めた対象施設全体状況の確認を行うものとする。

また、必要に応じて、施設本体とその周辺に存在する危険性の有無、公園の顔やシンボル等としての美観的価値について確認を行うものとする。

2 健全度・緊急度の判定

健全度調査結果を基に、公園施設毎の劣化や損傷状況、安全性等を確認し、公園施設の補修もしくは更新の必要性について総合的な判定を行うものとする。

健全度調査で得られた情報を基に、各施設における各状況の判定を総合的に勘案し、その施設の健全度についても判定を行うものとする。健全度の総合的な判定は以下の「A・B・C・D」の四段階評価によりランク付けを行うものとする。

健全度ランク	評価基準
A	修繕の必要がなく、通常点検で管理が可能
B	安全性に問題はないが、軽微な修正が必要
C	重大な事故につながらないが、部分的な修繕・改築が必要
D	重大な事故につながるおそれがあり、緊急な修繕・改築が必要

なお、各施設は部材から構成されており、材質によって劣化や損傷の状況も異なるため、健全度の判定にあたっては、部材単位で劣化や損傷の状況を評価し、総合的な健全度判定を見直すこととする。

緊急度判定については、「高・中・低」の三段階評価を標準とするものとし、設定にあたっては、対策実施の優先度について「任意に設定した考慮すべき事項（指標）」を設定し、優先度を評価するとともに、優先順位を明確にするものとする。

緊急度に対する対策時期の設定については、有資格者や専門技術者等を含めた協議の上、決定するものとする。

遊具の健全度判定については、「健全度・緊急度」は法定点検報告書の総合判定の結果（A～D判定）をそのまま健全度判定として活用する。緊急度は次を原則として、調査表へ取りまとめを行う。但し、長寿命化の基本方針を設定する際に考慮すべき指標があれば、検討する。

「A」「B」の場合、緊急度「低」

「C」「可・不可」の場合、緊急度「高」「中」について検討

「D」の場合、緊急度「高」

3 事後保全型管理を行う施設への目視点検

計画準備等で抽出した目視点検対象施設に対して目視点検を実施するものとし、その結果を計画に反映するものとする。

4 調査判定票等とりまとめ

健全度調査対象の施設及び目視点検を実施した事後保全型管理を行う施設についての各判定結果等を、「公園施設長寿命化計画基礎資料」として取りまとめるものとする。

とりまとめた結果については、「健全度調査票」、「＜様式2＞公園施設長寿命化計画調書（都市公園別）」の該当欄に記入を行うものとする。

第23条（長寿命化計画の更新と検討）

1 基本方針検討

健全度結果及び遊具点検結果に基づいて、公園施設の長寿命化基本方針の検討を行うものとする。

(1) 長寿命化のための基本方針

- ① 公園全体のあり方及び個別施設毎に、長寿命化のための基本方針を検討するものとする。
- ② 予防保全型管理を前提として、定期点検等の実施と計画的な補修に関する方針等について取りまとめを行うものとする。

(2) 日常的な維持管理に関する基本方針

- ① 公園の管理体制、日常点検や定期点検などの実施方針、異常が発見された時の措置方針等について取りまとめを行うものとする。

2 公園施設の長寿命化対策の検討

(1) 基本的事項の整理

- ① 公園施設の長寿命化対策について検討を進めるに当たり、設定が必要となる基本的な事項を整理するものとする。

(2) 予防型管理の具体的対策の検討

- ① 予防保全型管理の具体的対策の検討は、公園施設の長寿命化と機能の確保、安全性の確保及びライフサイクルコストの削減を目的とするものとする。
- ② 定期的な健全度調査の方針設定を行うものとする。
- ③ 予防保全型管理における対策時期及び補修・更新方法設定を行うものとする。

(3) 長寿命化対策費等の算出

- ① 計画期間中に実施する対策に必要な長寿命化対策費等の概算を施設ごとに算出するものとする。
- ② 概算費用は、「維持保全に関する費用」「定期的な健全度調査に関する費用」「補修に関する費用」「撤去、更新に関する費用」とするものとする。

(4) 事後保全型管理に分類し、計画に位置づける公園施設の対策

- ① 事後保全型管理に分類した公園施設について、更新見込み年及び更新費を設定するものとする。

(5) 年次計画の検討

- ① 算出した概算費用について、年次計画を策定するものとする。

3 ライフサイクルコストの検討

予防保全型管理とした施設について、予防保全の場合と事後保全の場合のライフサイクルコストの比較を行うものとし、次の点に留意し検討を行うものとする。

- (1) 予防保全に必要な工事の内容・費用・時期・使用見込み期間等の設定については、指針案に基づくとともに、発注者と協議の上、決定するものとする。
- (2) 予防保全型管理施設に対しては、定期的な健全度調査を設定（概ね5年に1回以上実施することが望ましい。）し、その費用を計上するものとする。

- (3) 予防保全型管理施設に対する長寿命化対策費の計上については、使用見込み期間における長寿命化対策費（「定期的な健全度調査に関する費用」＋「補修費」）として、使用見込み期間中に生じる費用として計上するものとする。

4 長寿命化計画のとりまとめ

前項までの検討結果を踏まえ、それぞれの公園毎の長寿命化計画として整理し、その結果を「公園施設長寿命化計画調書」として取りまとめるものとする。

5 報告書の作成

本業務にて調査・検討した結果を、公園施設長寿命化計画報告書（計画調書、点検票等）として作成を行うものとする。

(1) 統合型地理情報システム等データ搭載

- ① 今後の公園施設管理を円滑に行うため、本業務で作成した一般施設及び建築物の健全度調査票及び遊具点検結果の帳票表等について、発注者が運用中の加東市統合型地理情報システムへ搭載し、搭載後は動作確認を含め発注者の承認を得るものとする。なお、不備が見受けられた場合は直ちに修正を行い、発注者の承認を得るまで実施しなければならないものとする。

(2) 加東市HP公表用原稿作成

- ① 本業務で策定した長寿命化計画を広く住民に周知するため、計画の概要を分かりやすくとりまとめた加東市HP公表用原稿を作成するものとする。

第24条（公園維持管理マネジメントシステムのデータ更新）

1 データ更新

本業務で作成した長寿命化計画に基づき、公園維持管理マネジメントシステムのデータ更新を行うものとする。

第25条（成果品）

1 本業務で納入する成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------------|----|
| (1) 公園施設長寿命化計画報告書（A4版・国土交通省指定の各種様式） | 3部 |
| (2) 上記原稿データ（CD-ROMに格納） | 1式 |
| (3) 各種システム用データ（システムへセットアップ） | 1式 |
| (4) 本業務で作成した各種電子データ | 1式 |
| (5) その他発注者・受託者協議の上決定したもの | 1式 |